

医療補助金請求書

太線の枠内を記入してください。

継続組合員番号 (現職時の職員番号)							1 加入保険の種類及び補助制度(○印) A 国民健康保険 C 全国健康保険協会(協会けんぽ) D 私立学校振興共済 E 市町村共済組 F その他 企業保険等 (保険名) 公的機関・保険者等からの補助制度(有 無)
生年月日	昭和	年	月	日	(歳)	
住所	〒 -						
電話番号	- -						
保険証の 記号・番号							2 該当者のみ記入(○印) (1) 身体障害者手帳受給 (級) 市町村からの補助又は返戻金 (有 無) (2) 後期高齢者医療制度の適用 (有 無)
所得区分(○印)(裏面参照) 70歳未満 (ア・イ・ウ・エ・オ) 70歳以上 (現役並み所得者・一般・低所得者)							
一般財団法人鹿児島県教職員互助組合退職互助規程第6条の規定による医療補助金を請求します。 年 月 日 氏 名 ⑩ 一般財団法人 鹿児島県教職員互助組合理事長 殿							

※ 互助組合では所得区分が把握できませんので、お知らせください。
(所得区分がわからない方は、保険者へお問い合わせください。)

※ 「医療機関領収内訳(ピンクの用紙)」または、医療機関の発行する「領収書」を添付してください。

※ 医療機関の発行する「領収書」について
 ・療養者氏名・保険種別・保険点数・患者自己負担額の確認できるものとします。
 ・「領収書」が複数枚の場合は、必ず1か月分をまとめて提出してください。
 (上記領収書で請求する場合は、「医療機関領収内訳(ピンクの用紙)」は提出不要)

※ 身体障害者1・2級の認定を受けた方は、見舞金がありますのでお知らせください。
(認定後は、公的機関からの給付がありますので、互助組合からの医療補助は受けられません。)

※ 医療費が高額になった場合、裏面の「高額療養費世帯合算について」に該当する方は、
「高額療養費世帯合算調査票」(裏面退様式第3号)に記入してください。

高額療養費について

高額療養費とは・・・医療機関での1か月の医療費窓口負担額が定められた自己負担限度額を超えたとき、超えた分は保険者(市町村・全国健康保険協会等)から高額療養費として払い戻しが受けられます。

※計算方法等詳細は保険者の窓口(市町村等)でお尋ねください。

自己負担限度額は、年齢(70歳以上、70歳未満)、所得によって定められています。(下表参照)

70歳未満の方 (後期高齢者医療制度の対象者を除く)

[2015.1改正]

所得区分	1か月の自己負担限度額	4回目以降の自己負担限度額
ア (所得(※1)が901万円を超える方)	252,600円 + (総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ (901万円以下の方)	167,400円 + (総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ (600万円以下の方)	80,100円 + (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ (210万円以下の方)	57,600円	44,400円
オ (住民税非課税世帯の方)	35,400円	24,600円

※ 表中の所得区分の金額は、国民健康保険の場合です。
 ※1 所得とは、国民健康保険税の算定基礎となる「基礎控除後の総所得金額等」のことです。
 社会保険(協会けんぽ、私学共済等)の場合の所得区分は、下記の標準報酬月額が算定基礎になります。

- ア : 標準報酬月額83万円以上の方
- イ : 標準報酬月額53万円以上の方
- ウ : 標準報酬月額28万円以上の方
- エ : 標準報酬月額28万円未満の方
- オ : 住民税非課税世帯の方

◎高額療養費世帯合算について

同一世帯(同一保険)で、同月に21,000円以上の医療費自己負担が複数あるとき、合算して表中の自己負担限度額を超えるときも高額療養費の対象となります。

例(所得区分:エの場合)

組合員40,000円、配偶者21,000円のととき合算額が57,600円を超えるので、高額療養費を保険者へ申請できます。

世帯合算の対象となった場合は・・・



世帯合算の対象となる家族の医療費自己負担額を下の世帯合算調査表に記入してください。
 (互助組合の医療補助金は組合員本人のみへ給付しますが、自己負担限度額を算出するための資料とします。)

退様式第3号

高額療養費世帯合算調査票 (年 月 診療分)		
療養者名(年齢)	(歳)	(歳)
組合員との続柄		
医療機関名		
支払った医療費 (食費・保険外等は除く)		

(対象となる領収書の写しを添えてください。)

70歳以上の方

[2006.10改正]

所得区分	外来の自己負担限度額 (個人ごと)	入院+外来の自己負担限度額 (世帯ごと)
現役並み所得者 (3割負担の方)	44,400円	80,100円 + (総医療費-267,000円)×1% 4回目から44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者 (住民税非課税世帯の方)	8,000円	24,600円 15,000円

◎高額療養費世帯合算について

70歳以上の方の場合、自己負担分(1円以上)を全て合算して、表中の自己負担限度額を超えるときは高額療養費の対象となります。

世帯合算の対象となった場合は・・・

互助組合では、70歳以上の組合員の医療補助金については、世帯合算は行わず、組合員本人のみの自己負担額を基に給付します。